

横須賀市報

第 1903 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則	
◇横須賀市病院事業条例施行規則中一部改正……………	15443
告 示	
◇公平委員会委員の選任について……………	15444
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について…	〃
公 告	
◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇過誤納金充当通知書の公示送達……………	15445
◇市民税・県民税ほか3件の督促状の公示送達……………	〃
◇住民票の職権消除について……………	〃
◇横須賀都市計画地区計画変更2次案の縦覧について…	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定について……………	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	15446

規 則

横須賀市規則第1号

横須賀市病院事業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年1月10日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市病院事業条例施行規則（昭和43年横須賀市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表を次のように改める。

病 院 名	診 療 科 目
横須賀市立総合医療センター	内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、消化器外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、耳鼻いんこう科、眼科、放射線科、麻酔科、アレルギー科、リウマチ科、リハビリテーション科、救急科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科
横須賀市立市民病院	内科、腎臓内科、血液内科、内分泌・糖尿病内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、消化器外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、肛門外科、産科、婦人科、耳鼻いんこう科、眼科、放射線科、麻酔科、リウマチ

科、リハビリテーション科、病理診断科、
歯科口腔外科

第1条第2項各号を次のように改める。

(1) 横須賀市立総合医療センター

ア 一般病床 444 床

イ 感染症病床 6 床

(2) 横須賀市立市民病院

一般病床 339 床

第2条第2項第2号中「横須賀市立うわまち病院」を「横須賀市立総合医療センター」に改める。

第3条に次の1項を加える。

3 条例列表第2 横須賀市立総合医療センターの項に規定する規則で定める額は、500 円とする。

別表中

種 別			金 額	
			横須賀市立うわまち病院	横須賀市立市民病院
入院特別室使用料	本市に住所を有する者	A室1日につき	10,000円	9,000円
		B室1日につき	8,000円	8,000円
		C室1日につき	6,000円	4,500円
		D室1日につき	4,500円	3,500円
	上記以外の者	A室1日につき	15,000円	13,500円
		B室1日につき	12,000円	12,000円
		C室1日につき	9,000円	6,700円
		D室1日につき	6,700円	5,200円
初診時療養費	医科	1回につき	7,000円	7,000円
	歯科	1回につき		5,000円
再診時療養費	医科	1回につき	3,000円	3,000円
	歯科	1回につき		1,900円

を

種 別			金 額	
			横須賀市立総合医療センター	横須賀市立市民病院
入院特別室使用料	本市に住所を有する者	特別室1日につき	20,000円	
		A室1日につき	9,000円	9,000円
		B室1日につき	6,000円	8,000円
		C室1日につき		4,500円
		D室1日につき		3,500円
		LDR1日につき	13,000円	
	上記以外の者	特別室1日につき	20,000円	
		A室1日につき	9,000円	13,500円
初診時療養費	医科	1回につき		7,000円
	歯科	1回につき		5,000円
再診時療養費	医科	1回につき		3,000円
	歯科	1回につき		1,900円

に

改める。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 256 号 (令和 6 年12月26日
掲 示 済)

本市議会の同意を得て、令和 6 年12月25日本市公平委員会委員に次の者を選任しました。

令和 6 年12月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横浜市金沢区富岡西 7 丁目29番 6 − 1 号
廣 瀬 和 之

~~~~~

横須賀市告示第 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和 7 年 1 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称                                              | 事業所の所在地                | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                     |
|-------------------|-----------------------------------------------------|------------------------|---------|-----------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>7 月 1 日 | かしこ                                                 | 横須賀市長沢 1 丁目24番<br>20号  | 訪問介護    | 横須賀市長沢一丁目 2 番 7 号<br>有限会社かしこ<br>代表取締役 門 原 裕 子 |
| 令和 6 年<br>12月 1 日 | R e h a b i l i<br>D a y S a l o n<br>U M I W E S T | 横須賀市長坂 3 丁目 6 番<br>5 号 | 通所介護    | 横須賀市根岸町三丁目 3 番16号<br>株式会社マハロ<br>代表取締役 森 本 靖 之 |

~~~~~

横須賀市告示第 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和 7 年 1 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 6 月30日	かしこ	横須賀市長沢 1 丁目 2 番 7 号	訪問介護	横須賀市長沢一丁目 2 番 7 号 有限会社かしこ 代表取締役 門 原 裕 子

~~~~~

横須賀市告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和 7 年 1 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称           | 事業所の所在地                   | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                   |
|-------------------|------------------|---------------------------|---------|-------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>12月 1 日 | ディーキャリア横須賀三浦オフィス | 横須賀市大滝町 1 丁目 9 番地品川ビル 6 階 | 就労定着支援  | 東京都新宿区西新宿三丁目 2 番11号<br>株式会社ジェイマックスリクルートメント<br>代表取締役 池 末 耕 介 |

~~~~~

横須賀市告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第46条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出

がありました。

令和 7 年 1 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 11月30日	生活サポートあまね	横須賀市佐野町 4 丁目49番地	自立生活援助	横須賀市舟倉一丁目12番 1 号 社会福祉法人あまね 理事長 海 原 泰 江

公 告

横須賀市公告第 237 号 (令和 6 年12月27日
掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでな

いため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年12月27日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分（定期賦課過年度分において、森林環境税を除く。）

（別紙略）

横須賀市公告第 1 号 （令和 7 年 1 月 7 日）
（掲 示 済）

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、過誤納金充当通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月 7 日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 2 号 （令和 7 年 1 月 7 日）
（掲 示 済）

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 1 月 7 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和 5 年度	市 民 税 県 民 税 （普通徴収）	第 3 期 分	令和 6 年11月28日
		第 4 期 分	令和 6 年11月28日
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税 （普通徴収）	4 月随時分	令和 6 年 5 月29日
		第 1 期 分	令和 6 年 7 月30日
	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 （普通徴収）	第 2 期 分	令和 6 年 9 月30日
		第 3 期 分	令和 6 年11月28日
			令和 6 年12月 4 日

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
677	株式会社菊地設備工業	伊 藤 啓 太	栃木県宇都宮市下平出町 161 番地 1	令和 6 年 12月20日	令和11年 12月19日
678	株式会社中丸設備工業	中 丸 守 弘	横浜市区岡津町 167 番地 4	令和 6 年 12月20日	令和11年 12月19日

横須賀市上下水道局告示第 2 号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 2 条の規定に基づき、令和11年 3 月31日まで次に掲げる工事店

固定資産税 都市計画税	第 2 期 分	令和 6 年 8 月29日 令和 6 年11月15日
	8 月随時分	令和 6 年11月 7 日

（別紙略）

横須賀市公告第 3 号 （令和 7 年 1 月10日）
（掲 示 済）

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292 号）第12条第 4 項後段の規定により公告します。

令和 7 年 1 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第 4 号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例（平成17年横須賀市条例第48号）第18条第 1 項の規定により、次の地区計画の都市計画変更の 2 次案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日の翌日から起算して 2 週間縦覧に供します。

なお、当該地区計画の都市計画変更の 2 次案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する方は、公告の日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに、意見書を市に提出することができます。

令和 7 年 1 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地区計画の種類及び名称	地区計画の位置及び区域
横須賀都市計画地区計画湘南国際村地区地区計画	湘南国際村 1 丁目、湘南国際村 2 丁目、湘南国際村 3 丁目、子安及び秋谷字閑渡地内

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第 1 号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 7 年 1 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和 7 年 1 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 446	株式会社菊地設備工業	伊 藤 啓 太	栃木県宇都宮市下平出町 161 番地 1	令和 6 年12月20日
須 447	株式会社中丸設備工業	中 丸 守 弘	横浜市区岡津町 167 番地 4	令和 6 年12月20日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第18号 （令和 6 年12月16日）
（掲 示 済）

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年12月16日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和 6 年12月19日午後 3 時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 1 号 (令和 7 年 1 月 6 日)
掲 示 済

令和 7 年第 1 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和 7 年 1 月 6 日

横須賀市農業委員会
会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和 7 年 1 月10日午後 3 時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 - (2) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 農地法第18条第 6 項の規定による通知書の受理について
 - (5) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について